

6-8 法律及び府条例に基づくばい煙発生施設等の届出の状況

(1) 大気汚染防止法

(平成27年度)

届出種類	区分	ばい煙	揮発性 有機化合物	一般粉じん	特定粉じん	合計
設置		179 (143)	0 (0)	15 (14)	0 (0)	194 (157)
使用		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
構造等変更		29 (17)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	32 (18)
氏名等変更		—	—	—	—	—
使用廃止		219 (172)	1 (1)	6 (7)	0 (0)	226 (180)
承継		53 (44)	1 (1)	3 (2)	0 (0)	57 (47)
排出等作業		—	—	—	604 (524)	604 (524)
合計		480 (376)	2 (2)	27 (24)	604 (524)	1113 (926)

(注) () 内は大気汚染防止法施行令13条で定められた市・権限移譲市町村（以下政令市等*）における件数で内数である。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法

(平成27年度)

届出種類	区分	大気基準 適用施設
設置		2 (0)
使用		0 (0)
構造等変更		6 (4)
氏名等変更		27 (26)
使用廃止		9 (8)
承継		7 (7)
合計		51 (45)

(注) () 内は政令市等*における件数で内数である。

(3) 府生活環境の保全等に関する条例

(平成27年度)

届出種類	区分	ばい煙		揮発性有機化合物		一般粉じん	特定粉じん	合計
		ばいじん	有害物質	届出施設(件数)	届出工場等			
設置		13 (7)	32 (17)	48 (35)	0 (0)	101 (63)	23 (19)	180 (113)
使用		0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	5 (4)
構造等変更		0 (0)	8 (6)	16 (10)	6 (6)	22 (19)	6 (6)	44 (33)
氏名等変更		—	—	—	—	—	—	229 (174)
使用廃止		25 (18)	58 (43)	65 (35)	1 (1)	106 (78)	10 (10)	205 (133)
承継		2 (1)	9 (7)	23 (15)	0 (0)	16 (8)	0 (0)	46 (31)
排出等作業		—	—	—	—	—	130 (111)	—
合計		40 (26)	108 (74)	153 (96)	7 (7)	250 (172)	169 (146)	709 (488)

(注) 1 () 内は政令市等*における件数で内数である。

2 複数の区分に係る届出があるので、各区分を加算した値と「合計」欄の値とは一致しない。

*平成27年度末時点の政令市等は以下のとおり

大阪市、堺市、豊中市、吹田市、八尾市、池田市、泉大津市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、河内長野市、箕面市、東大阪市、岸和田市、貝塚市、松原市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村

ただし、ダイオキシン類対策特別措置法は守口市、和泉市、門真市を含む。